

第131期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成25年6月21日（金曜日）

午前10時

開催場所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

当行本店9階会議室

（裏表紙のご案内略図をご覧ください。）



信頼の、さらにその先へ。

 **岩手銀行**

The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

目次

| | |
|--|----|
| 第131期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| (株主総会参考書類) | |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 3 |
| 第2号議案 取締役12名選任の件 | 4 |
| 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈 ならびに役員退職慰労金制度廃止に 伴う打ち切り支給の件 | 8 |
| 第4号議案 役員賞与支給の件 | 10 |
| 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件 | 10 |
| 第6号議案 取締役に対するストックオプション 報酬額および内容決定の件 | 11 |
| (添付書類) | |
| 事業報告 | 13 |
| 計算書類 | 29 |
| 連結計算書類 | 33 |
| 監査報告書 | 36 |
| インターネットにより議決権を行使される場合 のお手続きについて | 39 |
| 株主総会会場ご案内略図 | |

証券コード 8345

平成25年5月31日

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
株式会社 **岩手銀行**
取締役頭取 高橋真裕

第131期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当行第131期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、平成25年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
当行本店 9階会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第131期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
2. 第131期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第3号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第5号議案 | 取締役および監査役の報酬額改定の件 |
| 第6号議案 | 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（39頁から40頁まで）の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の取扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.iwatebank.co.jp/ir/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ（<http://www.iwatebank.co.jp/ir/index.html>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。この配当方針のもと、第131期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当につきましては、創立80周年を迎えたことから、普通配当30円に加えて記念配当5円を実施し、1株につき35円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金35円（うち、普通配当30円、記念配当5円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は642,635,630円となります。

これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき30円と合わせ、年間の配当金は1株につき65円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

| | |
|---------|----------------|
| 繰越利益剰余金 | 4,000,000,000円 |
|---------|----------------|

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

| | |
|-------|----------------|
| 別途積立金 | 4,000,000,000円 |
|-------|----------------|

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役 高橋真裕、菅野 寛、斎藤雅博、田口幸雄、坂本 修、岩田圭司、佐藤克也、荒道泰之、加藤裕一、安田善次、三浦 宏、高橋 温の12氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当 行 の 株式の数 | 当行との 特 別 の 利 害 関 係 |
|-----------|--------------------------------------|--|-----------------------|--------------------------|
| 1 | たかはし まさひろ 高橋 真裕 (昭和25年12月25日生) | 昭和48年4月 当行入行 平成12年4月 同 審査部長 平成14年7月 同 執行役員審査部長 平成15年6月 同 常務取締役 平成19年6月 同 代表取締役頭取（現任） | 3,600株 | なし |
| 2 | さいとう まさひろ 斎藤 雅博 (昭和28年7月26日生) | 昭和51年4月 当行入行 平成14年4月 同 市場金融部長兼国際業務室長 平成16年4月 同 市場金融部長 平成16年7月 同 執行役員総合企画部長 平成17年6月 同 常務取締役 平成23年6月 同 専務取締役（現任） (総合企画部、リスク統括部担当) | 3,420株 | なし |
| 3 | たぐち さちお 田口 幸雄 (昭和28年9月28日生) | 昭和52年4月 当行入行 平成14年10月 同 総合企画部副部長 平成15年6月 同 個人営業部長 平成18年7月 同 執行役員個人営業部長 平成19年6月 同 執行役員東京営業部長 平成21年6月 同 取締役東京営業部長 平成22年6月 同 常務取締役（現任） (営業統括部、地域サポート部、市場金融部 担当) | 1,600株 | なし |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当行の 株式の数 | 当行との 特別の 利害関係 |
|-----------|-------------------------------------|--|---------------------|---------------------|
| 4 | さかもと おさむ 坂本 修 (昭和29年7月16日生) | 昭和52年4月 当行入行 平成12年4月 同 種市支店長 平成14年1月 同 鍛冶町支店長 平成16年4月 同 大通支店長 平成19年10月 同 花巻支店長 平成21年6月 同 取締役本店営業部長 平成23年6月 同 常務取締役(現任) (総務部、事務統括部、システム部担当) | 700株 | なし |
| 5 | いわた けいじ 岩田 圭司 (昭和31年2月2日生) | 昭和55年4月 当行入行 平成15年7月 同 企業財務支援室長 平成17年3月 同 中妻支店長 平成19年6月 同 融資管理部長 平成22年7月 同 執行役員総合企画部長 平成23年6月 同 取締役総合企画部長 平成24年6月 同 常務取締役(現任) (審査部担当) | 500株 | なし |
| 6 | さとつ かつや 佐藤 克也 (昭和30年9月30日生) | 昭和53年4月 当行入行 平成14年6月 同 情報開発室長 平成16年4月 同 法人営業部長 平成19年6月 同 仙台営業部長 平成21年7月 同 執行役員仙台営業部長 平成22年4月 同 執行役員営業統括部長 平成22年6月 同 取締役営業統括部長 平成24年6月 同 取締役東京営業部長(現任) | 1,600株 | なし |
| 7 | あらみち やすゆき 荒道 泰之 (昭和31年9月23日生) | 昭和56年4月 当行入行 平成17年4月 同 本町支店長 平成19年10月 同 宮古中央支店長 平成22年4月 同 仙台営業部長 平成22年7月 同 執行役員仙台営業部長 平成24年6月 同 取締役仙台営業部長(現任) | 1,000株 | なし |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当行の 株式の数 | 当行との 特別の 利害関係 |
|-------|------------------------------------|---|---------------------|--------------------------------|
| 8 | かとう ゆういち 加藤 裕一 (昭和32年5月16日生) | 昭和55年4月 当行入行 平成17年10月 同 都南支店長 平成20年7月 同 久慈中央支店長 平成22年7月 同 人事部長 平成23年7月 同 執行役員人事部長 平成24年6月 同 取締役人事部長(現任) | 1,500株 | なし |
| 9 | みうら ひろし 三浦 宏 (昭和18年3月1日生) | 昭和43年4月 株式会社岩手日報社入社 平成7年7月 同 編集局長 平成8年6月 同 取締役編集局長 平成12年6月 同 常務取締役総務局長 平成14年6月 同 専務取締役総務局長 平成16年6月 同 代表取締役社長(現任) 平成21年6月 当行取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社岩手日報社代表取締役社長 第一商事株式会社取締役 | 0株 | 後記欄外 (注) 2. をご参照 ください |
| 10 | たかはし あつし 高橋 温 (昭和16年7月23日生) | 昭和40年4月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入行 昭和62年6月 同 業務部長 平成3年6月 同 取締役業務部長 平成5年6月 同 常務取締役企画部長 平成7年2月 同 常務取締役 平成9年6月 同 専務取締役 平成10年3月 同 取締役社長 平成17年6月 同 取締役会長 平成23年4月 同 相談役(現任) 平成23年6月 当行取締役(現任) (重要な兼職の状況) 三井住友信託銀行株式会社相談役 京王電鉄株式会社取締役 | 1,000株 | なし |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当行の 株式の数 | 当行との 特別の 利害関係 |
|-----------|------------------------------------|---|---------------------|---------------------|
| 11 (※) | みうら しげき 三浦 茂樹 (昭和32年11月25日生) | 昭和56年4月 当行入行 平成17年4月 同 個人営業部副部長 平成19年6月 同 個人営業部長 平成22年4月 同 宮古中央支店長 平成24年6月 同 総合企画部長 平成24年7月 同 執行役員総合企画部長(現任) | 2,300株 | なし |
| 12 (※) | うべ ふみお 宇部 文雄 (昭和23年5月13日生) | 昭和48年4月 東北電力株式会社入社 平成17年6月 同 執行役員秘書室長 平成19年6月 同 上席執行役員東京支社長 平成21年6月 同 常務取締役支店統轄 平成22年6月 同 取締役副社長 平成24年6月 同 退任 平成24年7月 社団法人(現一般社団法人)東北経済連合会 副会長(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人東北経済連合会副会長 | 0株 | なし |

(注) 1. (※) 印は新任の取締役候補者であります。

2. 当行は、三浦 宏氏が代表取締役社長を務める株式会社岩手日報社、および取締役を務める第一商事株式会社に対し、貸出金等の取引があります。他の取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち、三浦 宏氏、高橋 温氏、宇部文雄氏の3名は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

三浦 宏氏、高橋 温氏、宇部文雄氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。三浦 宏氏および高橋 温氏は、現在、当行の取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、三浦 宏氏が4年、高橋 温氏が2年となります。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます菅野 寛氏、安田善次氏の2名に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、それぞれの具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定については取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|---------------------------------|---|
| 菅野 寛 <small>かんの すすむ</small> | 平成14年6月 当行常務取締役 平成17年6月 同 専務取締役 平成22年6月 同 代表取締役専務（現任） |
| 安田 善次 <small>やすだ ぜんじ</small> | 平成20年6月 当行社外取締役（現任） |

また、当行は、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、本定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役における従来の退職慰労金制度を廃止することを、平成25年5月13日開催の取締役会で決議いたしました。

これに伴い、第2号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、重任される取締役10名および任期中の監査役4名に対し、これまでの労に報いるため、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任期間を対象とし、当行の定める一定の基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。なお、支給の時期につきましては、各人の役員退任時といたしたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名 | 略 歴 |
|--------------------|--|
| たかはし まさひろ 高橋 真裕 | 平成15年 6月 当行常務取締役 平成19年 6月 同 代表取締役頭取（現任） |
| さいとう まさひろ 斎藤 雅博 | 平成17年 6月 当行常務取締役 平成23年 6月 同 専務取締役（現任） |
| たぐち さちお 田口 幸雄 | 平成21年 6月 当行取締役 平成22年 6月 同 常務取締役(現任) |
| さかもと おさむ 坂本 修 | 平成21年 6月 当行取締役 平成23年 6月 同 常務取締役(現任) |
| いわた けいじ 岩田 圭司 | 平成23年 6月 当行取締役 平成24年 6月 同 常務取締役(現任) |
| さとう かつや 佐藤 克也 | 平成22年 6月 当行取締役(現任) |
| あらみち やすゆき 荒道 泰之 | 平成24年 6月 当行取締役(現任) |
| かとう ゆういち 加藤 裕一 | 平成24年 6月 当行取締役(現任) |
| みうら ひろし 三浦 宏 | 平成21年 6月 当行社外取締役(現任) |
| たかはし あつし 高橋 温 | 平成23年 6月 当行社外取締役(現任) |
| なりた ゆきお 成田 行穂 | 平成22年 6月 当行常勤監査役(現任) |
| みやだて ひさき 宮舘 壽喜 | 平成24年 6月 当行常勤社外監査役（現任） |
| あだち こういち 安達 孝一 | 平成23年 6月 当行社外監査役（現任） |
| おぼら しのぶ 小原 忍 | 平成24年 6月 当行社外監査役（現任） |

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役12名（うち社外取締役3名）および監査役4名、ならびに当期中に退任しました取締役2名、監査役2名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額3,448万円（取締役分2,612万円、社外取締役分174万円、監査役分662万円）を支給することといたしたいと存じます。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当行の取締役および監査役の報酬額につきましては、平成元年6月29日開催の第107期定時株主総会において、取締役の報酬額を「月額20百万円以内」、昭和57年6月22日開催の第100期定時株主総会において、監査役の報酬額を「月額4百万円以内」としてご承認いただき今日に至っており、また、賞与については月額報酬とは別にご承認をいただいております。

しかし、その後の経済情勢の変化や今般の役員報酬制度の見直しによる役員退職慰労金制度の廃止等、諸般の事情を考慮し、月額による定めを賞与も含めた年額報酬に改め、取締役の報酬等の額を「年額260百万円以内（役員賞与を含む）」、監査役の報酬額を「年額60百万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

これにより、社外取締役以外の取締役の報酬体系は、確定金額報酬と役員賞与、および第6号議案としてご承認をお願いするストックオプション報酬といたしたいと存じます。社外取締役および監査役の報酬については、確定金額報酬のみといたしたいと存じます。

現在、報酬等の支給対象の取締役は12名（うち社外取締役3名）、監査役は4名であり、第2号議案が原案どおり承認されますと、本総会終結の時から対象の取締役は12名（うち社外取締役3名）、監査役は4名となります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとし、個別の報酬額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

今般、役員報酬制度の見直しを図り、当行の株式価値と連動したものとするため、役員退職慰労金制度を廃止のうえ株式報酬型ストックオプション制度を導入することといたします。

つきましては、第5号議案における報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額80百万円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

社外取締役につきましては、その役割を勘案し、ストックオプションとしての新株予約権は割り当てしないものといたします。なお、第2号議案が原案どおり承認されますと、取締役総数12名のうち3名は社外取締役となりますので、株式報酬型ストックオプションの付与対象者は9名となります。また、支給時期、配分等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

社外取締役を除く取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由およびその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

取締役の報酬と株式価値との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上および企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数

300個を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合、およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当行普通株式30千株を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された新株予約権の公正価額を払込金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当行に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当行取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

上記（1）から（7）の細則および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものとする。

以上

第131期 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

① 企業集団の主要な事業内容

企業集団は、当行、子会社1社、関連会社3社で構成され、銀行業務を中心に、事務代行業務、電算機処理受託業務、リース業務、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

平成24年度のわが国経済の動向をみますと、海外経済の減速や円高を背景とした輸出と生産の落ち込みなどにより景気の後退局面が続きましたが、新政権の経済政策への期待の高まりを受けて、第3四半期以降円安・株高が進行し、消費者マインドや企業の景況感が好転するなど、持ち直しの動きがみられました。

この間の需要項目の動きをみますと、民間設備投資は生産の落ち込みと企業収益の悪化を受け弱含みの展開となりましたが、個人消費は底堅い動きとなったほか、住宅投資は住宅エコポイントや金利優遇などの政策効果により増加基調が続き、公共投資は震災復興関連を中心に増勢が続きました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県の経済につきましても、震災からの復興計画が実施段階を迎えるなか、公共投資は復興関連工事を中心に増勢が続いたほか、住宅投資も沿岸部の復興需要などから増加傾向で推移しましたが、生産活動は秋以降輸出関連業種を中心に低下傾向となったほか、個人消費は持ち直しの動きが弱まり、雇用情勢は依然厳しい状況にあるなど、回復基調が一服し全体として弱い動きとなりました。

観光産業面をみますと、主要観光地の入込み客数は、いわてデスティネーションキャンペーンや東北六魂祭の集客効果のほか、平泉の世界遺産効果などもあり、3年ぶりに前年を上回りました。

また、岩手県では過去最大規模となる平成24年度一般会計予算を「いわて復興元年予算」と位置づけ、防潮堤の復旧や道路整備、被災者の住宅再建への支援等の事業を推進するなど、地域社会の再生に向けた取り組みが進められました。

金融機関を取り巻く環境をみますと、海外では欧州政府債務問題等先行き不透明感の高まり、国内においては資金需要の低迷と貸出金利の低下など、依然として厳しい状況が続いております。また、復興資金への対応や、成長分野の発掘・支援といった円滑な金融仲介機能を提供していくためにも、自己資本の充実や安定的な収益基盤の構築、リスク管理の一層の向上が求められております。

この間、金融市場におきましては、短期金利は、日本銀行による潤沢な資金供給が続き、資金余剰感が強い中であって0.1%を下回る水準で推移しました。また、長期金利は、金融政策を巡る思惑から投資家需要が強まっていることなどを背景に低下し、年度末は0.5%台半ばの水準となりました。

株式市場では、日経平均株価は、円安進行を受けた企業収益の改善期待や政府の成長戦略への期待感などを背景に上昇し、年度末は1万2千円台の水準となりました。

外為市場では、円の対米ドル相場は政策を巡る思惑に加え、経常収支赤字が材料視されたこともあって円安が進行し、年度末には94円台の水準となりました。

③ 事業の経過および成果

このような金融経済環境のなかで、当行は株主の皆さまとお取引先のご支援のもと、役職員が一体となって震災からの復興とともに収益力の強化と経営の効率化に努めました結果、次のような営業成績を収めることができました。

預金等（譲渡性預金を含む）は、復興に係る交付金の流入により公金預金が増加したほか、個人預金、法人預金も増加したことなどから、期中3,404億円増加し、期末残高は3兆2,961億円となりました。なお、預り資産のうち投資信託は、期中72億円増加し、期末残高は601億円に、公共債は期中19億円減少し、期末残高は781億円となりました。

貸出金は、個人向け貸出が減少したものの、公共向け貸出および法人向け貸出が増加したことから、期中929億円増加し、期末残高は1兆6,112億円となりました。

有価証券は、運用資金の増加に伴い、国債などの債券の買入れを増加させたことなどから、期中1,301億円増加し、期末残高は1兆2,392億円となりました。

収益動向をみますと、経常収益は、預り資産関連手数料を主因に役務取引等収益が増加したほか、お取引先への経営改善支援の取組みにより貸倒引当金の戻入益が計上となった一方で、貸出金利息が利回りの低下により減少したことから資金運用収益が減少したほか、国債等債券売却益の減少もあって、前期対比6億73百万円減の452億41百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用が減少したほか、株式等の売却損や償却が減少したことなどから、前期対比21億89百万円減の337億16百万円となりました。

この結果、経常利益は前期対比15億16百万円増の115億24百万円となり、当期純利益は、前期対比15億9百万円増の64億15百万円となりました。

なお、期末における店舗数は109カ店（うち出張所1カ所）、店舗外現金自動設備は220カ所となりました。

④ 対処すべき課題

東日本大震災の発生から2年余りが経過しました。この間当行は、地域と一体となった復興をめざす震災復興計画「いわぎん震災復興プラン～地域社会の再生をめざして～」(平成23年4月～25年3月)の推進に役職員一丸となって取組み、地域社会・経済の復旧・復興に貢献するとともに、当行自身が震災による負の影響を一掃し、巡航速度の業績に戻すことをめざしてまいりましたが、おかげさまで震災復興計画の所期の目標は概ね達成することができました。

しかしながら、震災発生を機に経営環境は激変しており、今後の復興状況等によっては、地域社会が抱えていた少子高齢化・人口減少などの問題が急速に進行し、当行の営業基盤であるマーケットが縮小していく懸念があります。

こうした状況を踏まえ、今後10年間の取組姿勢として、「地域社会の牽引役として圧倒的な存在感を示すとともに、トップクオリティバンクとしての地位を確立する」との長期ビジョンを新たに設定しました。これは、これまでの黒子役であった銀行のイメージを払拭し、当行が主体的に地域経済を牽引していくことによって、地域のリーディングバンクとしての役割を果たすとともに、接遇力や顧客満足度などのソフト面を充実・強化することを通じて、クオリティナンバーワンの地位を確立することを表しております。

そして、この長期ビジョンの第1ステージとなるのが、新中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」(平成25年4月～28年3月)です。本計画では、「地域の復興を支え、豊かな未来を創造する」をテーマとして掲げ、地域の復興を強力に支援することはもちろん、次世代を支える新たな産業の育成・振興に注力することで、地域経済の復興・発展に積極的に取り組んでいくこととしております。

当行は、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」という創業以来の経営理念のもと、多くのステークホルダーのみなさまのご理解とご協力をいただき、地域との共存共栄をめざしてまいりました。今後とも地域の復興・発展に貢献するなかで、業績の向上と健全経営に全力を傾注してまいりますので、益々のご愛顧とお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団および当行の財産および損益の状況

イ 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 連結経常収益 | 508 | 468 | 459 | 452 |
| 連結経常利益 | 82 | 88 | 100 | 115 |
| 連結当期純利益 | 52 | 11 | 49 | 64 |
| 連結純資産額 | 1,410 | 1,361 | 1,468 | 1,679 |
| 連結総資産 | 25,284 | 25,926 | 31,770 | 35,073 |

□ 当行の財産および損益の状況

(単位：億円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 預 金 | 22,465 | 23,190 | 25,848 | 30,239 |
| 定期性預金 | 11,443 | 11,484 | 11,636 | 12,309 |
| その他 | 11,021 | 11,705 | 14,212 | 17,929 |
| 社 債 | 200 | 200 | — | — |
| 新株予約権付社債 | 136 | 117 | 104 | — |
| 貸 出 金 | 14,285 | 14,735 | 15,183 | 16,112 |
| 個人向け | 3,380 | 3,391 | 3,348 | 3,321 |
| 中小企業向け | 4,534 | 4,596 | 4,669 | 4,639 |
| その他 | 6,371 | 6,748 | 7,165 | 8,151 |
| 商品有価証券 | — | 0 | — | — |
| 有 価 証 券 | 9,395 | 10,034 | 11,087 | 12,388 |
| 国 債 | 2,936 | 3,484 | 3,866 | 4,323 |
| 地 方 債 | 1,920 | 2,133 | 2,398 | 2,766 |
| その他 | 4,538 | 4,415 | 4,822 | 5,298 |
| 総 資 産 | 25,281 | 25,923 | 31,766 | 35,069 |
| 内国為替取扱高 | 158,096 | 158,063 | 181,466 | 140,888 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル 966 | 百万ドル 1,975 | 百万ドル 262 | 百万ドル 310 |
| 経 常 利 益 | 百万円 8,225 | 百万円 8,883 | 百万円 9,984 | 百万円 11,489 |
| 当 期 純 利 益 | 百万円 5,239 | 百万円 1,132 | 百万円 4,886 | 百万円 6,382 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 銭 283 73 | 円 銭 61 39 | 円 銭 265 67 | 円 銭 347 58 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。
 3. 平成23年度以降の外国為替取扱高は、居住者との間で行う外貨預金取引や外貨貸付（インパクト・ローン）を除いた金額で記載しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

| | 当 年 度 末 | | 前 年 度 末 | |
|---------|---------|-------|---------|-------|
| | 銀 行 業 | その他事業 | 銀 行 業 | その他事業 |
| 使 用 人 数 | 1,497人 | 10人 | 1,512人 | 11人 |

(注) 使用人数は在籍者ベースであり、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 当行の主要な営業所および営業所数

国内：本店営業部、八戸営業部、仙台営業部、東京営業部など109店
(前年度末109店)

(注) 1. 東日本大震災による被害を受けた営業店のうち、下記の営業店については仮設店舗等で営業を行っております。

| 店 舗 名 | 所 在 地 |
|----------------------|---|
| 大 船 渡 支 店 (仮 店 舗) | 岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前59番地の6 (ヤチビル内) |
| 大 槌 支 店 (仮 店 舗) | 岩手県上閉伊郡大槌町小槌27地割3番4号 (S Cシーサイドタウンマスト内) |
| 山 田 支 店 (仮 店 舗) | 岩手県下閉伊郡山田町八幡町12番9号 (旧県立山田病院内) |
| 野 田 支 店 (仮 店 舗) | 岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地 (野田村役場内) |
| 気 仙 沼 支 店 (仮 店 舗) | 宮城県気仙沼市古町1丁目6番22号 (旧ジブラルタ生命保険ビル内) |
| はまゆり支店 (支店内支店) | 岩手県釜石市鈴子町15番7号 (当行 釜石支店内) |

※ はまゆり支店については、同一建物内において複数店舗が営業する形態（支店内支店）となっております。

2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を220カ所（前年度末220カ所）設置しております。なお、以下の3カ所の店舗外現金自動設備については、営業を休止しております。

| | |
|--------|-----------------|
| (市町村名) | (店舗外現金自動設備設置箇所) |
| 釜石市 | 釜石市役所、浜町 |
| 宮古市 | 鍬ヶ崎 |

海外：該当事項はありません。

(ロ) 当年度の当行の新設営業所

該当事項はありません。

(注) 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止いたしました。

- ① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備 (5カ所)
- | | |
|--|----------------|
| Nan ^な ak ^な (盛岡市) | ユニバース鉤屋町 (盛岡市) |
| ショッピングコートみたけ (盛岡市) | ジーズ水沢日高 (奥州市) |
| マイヤ大船渡店 (大船渡市) | |
- ② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備 (5カ所)
- | | |
|-------------|--------------------|
| 中三盛岡店 (盛岡市) | ジョイスグリーンショップ (盛岡市) |
| メフレ (金ヶ崎町) | 千厩支所 (一関市) |
| 山田町役場 (山田町) | |

(ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

(二) 当行が営む銀行代理業者等の状況

該当事項はありません。

□ その他事業

いわぎんビジネスサービス株式会社：本社 (盛岡市)

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 金 額 |
|-----------|-------|
| 銀 行 業 | 4,981 |
| そ の 他 事 業 | - |
| 合 計 | 4,981 |

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 内 容 | 金 額 |
|---------|---------------------|-------|
| 銀 行 業 | 1. 営業店システムの更改 | 2,398 |
| | 2. 中ノ橋支店ほか2店舗の新築・更改 | 715 |
| | 3. 自行バッチシステムの更改 | 556 |
| | 4. 融資統合システムの導入 | 410 |
| | 5. 行内ネットワーク工事 | 256 |

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

| 会 社 名 | 所 在 地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当行が有する 子会社等の 議決権比率 | その他 |
|----------------------|-------------------|-----------------|---------------|-------|--------------------------|-----|
| いわぎんビジネス サービス株式会社 | 盛岡市中央通 一丁目2番3号 | 現金の精算・ 整理業務等 | 昭和54年 9月4日 | 10百万円 | 100.00% | — |

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。

5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

| 氏 名 | 地位および担当 | 重 要 な 兼 職 | その他 |
|---------|---------------|--|-----|
| 高 橋 真 裕 | 取締役頭取(代表取締役) | | |
| 菅 野 寛 | 専務取締役(代表取締役) | | |
| 斎 藤 雅 博 | 専務取締役 | | |
| 田 口 幸 雄 | 常務取締役 | | |
| 坂 本 修 | 常務取締役 | | |
| 岩 田 圭 司 | 常務取締役 | | |
| 佐 藤 克 也 | 取 締 役(東京営業部長) | | |
| 荒 道 泰 之 | 取 締 役(仙台営業部長) | | |
| 加 藤 裕 一 | 取 締 役(人事部長) | | |
| 安 田 善 次 | 取 締 役(社外役員) | トヨタ自動車東日本株式会社 相談役 | |
| 三 浦 宏 | 取 締 役(社外役員) | 株式会社岩手日報社 代表取締役社長 第一商事株式会社 取締役 | |
| 高 橋 温 | 取 締 役(社外役員) | 三井住友信託銀行株式会社 相談役 京王電鉄株式会社 取締役 | |
| 成 田 行 穂 | 常勤監査役 | | |
| 宮 舘 壽 喜 | 常勤監査役(社外役員) | | |
| 安 達 孝 一 | 監 査 役(社外役員) | 弁護士 | |
| 小 原 忍 | 監 査 役(社外役員) | 株式会社岩手めんこいテレビ 専務取締役 株式会社マ・シェリ 代表取締役社長 | |

- (注) 1. 平成24年6月22日開催の第130期定時株主総会終結の時をもって取締役工藤和彦氏、取締役井沢良治氏、監査役（社外役員）竹内重徳氏、監査役（社外役員）畑山尚三氏は退任いたしました。
2. 常勤監査役（社外役員）宮舘壽喜氏、監査役（社外役員）安達孝一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分 | 支 給 人 数 | 報 酬 等 |
|-------|---------|--------------|
| 取 締 役 | 14名 | 234 (103) |
| 監 査 役 | 6名 | 49 (16) |
| 計 | 20名 | 284 (120) |

- (注) 1. 支給人数には、平成24年6月22日開催の第130期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名が含まれております。
2. 上記には、当年度に繰入した役員退職慰労引当金76百万円（取締役67百万円、監査役8百万円）、役員賞与引当金34百万円（取締役27百万円、監査役6百万円）および当事業年度中に退職した役員に支払った退職慰労金と当該役員に対する過年度の役員退職慰労引当金との差額9百万円（取締役8百万円、監査役1百万円）を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。
3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬として42百万円（使用人分給与34百万円、使用人分賞与7百万円）を支給しております。
4. 株主総会で定められた取締役および監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。
取締役 月額20百万円以内（第107期定時株主総会決議）
（ただし使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）
監査役 月額4百万円以内（第100期定時株主総会決議）

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名 | 兼職その他の状況 |
|---------|--|
| 安 田 善 次 | トヨタ自動車東日本株式会社 相談役 |
| 三 浦 宏 | 株式会社岩手日報社 代表取締役社長 第一商事株式会社 取締役 |
| 高 橋 温 | 三井住友信託銀行株式会社 相談役 京王電鉄株式会社 取締役 |
| 小 原 忍 | 株式会社岩手めんこいテレビ 専務取締役 株式会社マ・シェリ 代表取締役社長 |

(注) 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している会社と当行とは、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況 | 取締役会における発言 その他の活動状況 |
|-------|------|---|---|
| 安田 善次 | 4年9月 | 当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。 | 経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。 |
| 三浦 宏 | 3年9月 | 当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。 | 経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。 |
| 高橋 温 | 1年9月 | 当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。 | 金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。 |
| 宮舘 壽喜 | 9月 | 平成24年6月22日就任以来開催の取締役会10回および監査役会11回の全てに出席しております。 | 行政経験者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。 |
| 安達 孝一 | 1年9月 | 当期開催の取締役会13回および監査役会15回の全てに出席しております。 | 弁護士としての専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。 |
| 小原 忍 | 9月 | 平成24年6月22日就任以来開催の取締役会10回および監査役会11回の全てに出席しております。 | 経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。 |

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|------------|---------------|
| 報酬等の合計 | 8名 | 39 (12) | — |

(注) 上記には、当年度に繰入した役員退職慰労引当金6百万円(社外取締役1百万円、社外監査役5百万円)、役員賞与引当金5百万円(社外取締役1百万円、社外監査役3百万円)を含めており、この額を括弧内に内書きしております。

(5) 社外役員の意見

上記(1)から(4)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 49,450千株
発行済株式の総数 19,097千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 7,777名

(3) 大株主

| 株主の氏名または名称 | 当行への出資状況 | |
|--|----------|-------|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)サブアカウントアメリカンクライアント | 1,255千株 | 6.83% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 811 | 4.42 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 703 | 3.82 |
| 岩手県企業局 | 611 | 3.33 |
| 岩手県 | 576 | 3.13 |
| ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリユーエスタックスエグゼンテッドペンションファンズ | 491 | 2.67 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 481 | 2.62 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 457 | 2.48 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 327 | 1.78 |
| 岩手銀行行員持株会 | 313 | 1.70 |

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は、自己株式736千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名または名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|--|--------------|-----|
| 有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 福田 厚 指定有限責任社員 奥村 始 指定有限責任社員 成田 孝行 | 54 | - |

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
2. 当年度中に、平成24年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
3. 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は55百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に諮る方針です。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築いたします。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底いたします。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。

コンプライアンス体制としては、常務会に準ずる機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。また、コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部および営業店全店に法令遵守担当者を配置しております。一方、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するとともに、リスク管理が適切に行われるための体制を構築いたします。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。

取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理は常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。

大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示するため、「緊急時対応マニュアル」を定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。

取締役は、「業務執行規程」および「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に明確にして行う体制としております。

(5) 当行および当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役の中からグループ会社の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」および「関連会社運営要領」に基づき、関係部署がグループ会社における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。

また、連結経営に対応したグループ会社の監視・監督を実効的かつ適正に行うために、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査役による業務監査および会計監査人による外部監査を実施しております。

一方、当行と当行グループ会社間の取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っております。

また、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役と監査役が意見交換することとしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役等の執行部門の指揮を離れ、監査役の指示、命令に従うこととしております。

また、取締役は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動および考課を行う場合には、監査役の意見を求めることとしております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。また、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査役に対し速やかに報告いたします。

取締役および使用人は、監査役が当行の業務および財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を担保しております。また、監査役は、内部監査部署および会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第131期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 経常収益 | 45,199 | 特別利益 | 6 |
| 資金運用収益 | 35,938 | 固定資産処分益 | 6 |
| 貸出金利息 | 22,011 | 特別損失 | 259 |
| 有価証券利息配当 | 13,358 | 固定資産処分損失 | 201 |
| コールローン利息 | 288 | 減損損 | 58 |
| 預け金利息 | 132 | 税引前当期純利益 | 11,236 |
| その他の受入利息 | 148 | 法人税、住民税及び事業税 | 3,059 |
| 役員取引等収益 | 6,639 | 法人税等調整額 | 1,795 |
| 受入為替手数料 | 2,365 | 法人税等合計 | <u>4,854</u> |
| その他の役員収益 | 4,274 | 当期純利益 | 6,382 |
| その他業務収益 | 429 | | |
| 外国為替売買益 | 122 | | |
| 商品有価証券売買益 | 5 | | |
| 国債等債券売却益 | 301 | | |
| その他の業務収益 | 0 | | |
| その他経常収益 | 2,191 | | |
| 貸倒引当金戻入益 | 723 | | |
| 償却債権取立益 | 0 | | |
| 株式等売却益 | 885 | | |
| その他の経常収益 | 582 | | |
| 経常費用 | 33,710 | | |
| 資金調達費用 | 1,782 | | |
| 預金利息 | 1,236 | | |
| 譲渡性預金利息 | 118 | | |
| コールマネー利息 | 2 | | |
| 借入金利息 | 138 | | |
| 金利スワップ支払利息 | 255 | | |
| その他の支払利息 | 29 | | |
| 役員取引等費用 | 2,608 | | |
| 支払為替手数料 | 385 | | |
| その他の役員費用 | 2,223 | | |
| その他業務費用 | 1,189 | | |
| 国債等債券売却損 | 557 | | |
| 国債等債券償還損 | 45 | | |
| 金融派生商品費用 | 585 | | |
| その他の業務費用 | 0 | | |
| 営業経費 | 27,470 | | |
| その他経常費用 | 660 | | |
| 貸出金償却 | 60 | | |
| 株式等売却損 | 115 | | |
| 株式等償却 | 58 | | |
| 金銭の信託運用損 | 9 | | |
| 債権売却損 | 58 | | |
| その他の経常費用 | 358 | | |
| 経常利益 | 11,489 | | |

第131期 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|--------------|---------|
| 株主資本 | | 別途積立金 | |
| 資本金 | | 当期首残高 | 102,780 |
| 当期首残高 | 12,089 | 当期変動額 | |
| 当期変動額 | | 別途積立金の積立 | 3,300 |
| 当期変動額合計 | — | 当期変動額合計 | 3,300 |
| 当期末残高 | 12,089 | 当期末残高 | 106,080 |
| 資本剰余金 | | 繰越利益剰余金 | |
| 資本準備金 | | 当期首残高 | 6,928 |
| 当期首残高 | 4,811 | 当期変動額 | |
| 当期変動額 | | 剰余金の配当 | △1,101 |
| 当期変動額合計 | — | 固定資産圧縮積立金の積立 | △3 |
| 当期末残高 | 4,811 | 固定資産圧縮積立金の取崩 | 47 |
| 資本剰余金合計 | | 別途積立金の積立 | △3,300 |
| 当期首残高 | 4,811 | 当期純利益 | 6,382 |
| 当期変動額 | | 自己株式の処分 | △0 |
| 当期変動額合計 | — | 当期変動額合計 | 2,023 |
| 当期末残高 | 4,811 | 当期末残高 | 8,952 |
| 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| 利益準備金 | | 当期首残高 | 117,905 |
| 当期首残高 | 7,278 | 当期変動額 | |
| 当期変動額 | | 剰余金の配当 | △1,101 |
| 当期変動額合計 | — | 固定資産圧縮積立金の積立 | — |
| 当期末残高 | 7,278 | 固定資産圧縮積立金の取崩 | — |
| その他利益剰余金 | | 別途積立金の積立 | — |
| 固定資産圧縮積立金 | | 当期純利益 | 6,382 |
| 当期首残高 | 917 | 自己株式の処分 | △0 |
| 当期変動額 | | 当期変動額合計 | 5,280 |
| 固定資産圧縮積立金の積立 | 3 | 当期末残高 | 123,185 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | △47 | 自己株式 | |
| 当期変動額合計 | △43 | 当期首残高 | △4,117 |
| 当期末残高 | 874 | 当期変動額 | |
| | | 自己株式の取得 | △2 |
| | | 自己株式の処分 | 0 |
| | | 当期変動額合計 | △2 |
| | | 当期末残高 | △4,120 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|---------|
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 130,688 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △1,101 |
| 当期純利益 | 6,382 |
| 自己株式の取得 | △2 |
| 自己株式の処分 | 0 |
| 当期変動額合計 | 5,277 |
| 当期末残高 | 135,965 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 15,900 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 16,081 |
| 当期変動額合計 | 16,081 |
| 当期末残高 | 31,981 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 当期首残高 | △256 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △268 |
| 当期変動額合計 | △268 |
| 当期末残高 | △524 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 15,644 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 15,812 |
| 当期変動額合計 | 15,812 |
| 当期末残高 | 31,457 |

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|---------|
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 146,332 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △1,101 |
| 当期純利益 | 6,382 |
| 自己株式の取得 | △2 |
| 自己株式の処分 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 15,812 |
| 当期変動額合計 | 21,090 |
| 当期末残高 | 167,423 |

第131期末 (平成25年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|-----------------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 422,359 | 預 金 | 3,023,896 |
| コールローン及び買入手形 | 190,000 | 譲 渡 性 預 金 | 272,278 |
| 買入金銭債権 | 17,382 | コールマネー及び売渡手形 | 470 |
| 金銭の信託 | 4,984 | 借 用 金 | 10,254 |
| 有 価 証 券 | 1,239,215 | そ の 他 負 債 | 16,564 |
| 貸 出 金 | 1,611,240 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 34 |
| 外 国 為 替 | 1,867 | 退 職 給 付 引 当 金 | 1,635 |
| そ の 他 資 産 | 9,084 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 420 |
| 有 形 固 定 資 産 | 17,017 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 271 |
| 建 物 | 5,407 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 213 |
| 土 地 | 8,460 | 繰 延 税 金 負 債 | 8,127 |
| リース資産 | 1,205 | 支 払 承 諾 | 5,180 |
| 建設仮勘定 | 261 | | |
| その他の有形固定資産 | 1,683 | | |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,741 | 負 債 の 部 合 計 | 3,339,346 |
| ソフトウェア | 1,051 | (純資産の部) | |
| リース資産 | 1,649 | 資 本 金 | 12,089 |
| その他の無形固定資産 | 40 | 資 本 剰 余 金 | 4,811 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 6 | 利 益 剰 余 金 | 123,720 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 5,180 | 自 己 株 式 | △4,125 |
| 貸 倒 引 当 金 | △13,774 | 株 主 資 本 合 計 | 136,496 |
| | | その他の有価証券評価差額金 | 31,988 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △524 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 31,463 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 167,960 |
| 資 産 の 部 合 計 | 3,507,307 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 3,507,307 |

第131期 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|--------|-----------------------------|--------|
| 経 常 収 益 | 45,241 | 特 別 利 益 | 6 |
| 資 金 運 用 収 益 | 35,938 | 固 定 資 産 処 分 益 | 6 |
| 貸 出 金 利 息 | 22,011 | 特 別 損 失 | 259 |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | 13,357 | 固 定 資 産 処 分 損 | 201 |
| コ ー ル ロ ー ン 利 息 | 288 | 減 損 損 失 | 58 |
| 及 び 買 入 手 形 利 息 | 132 | 税金等調整前当期純利益 | 11,272 |
| 預 け 金 利 息 | 148 | 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,059 |
| そ の 他 の 受 入 利 息 | 6,654 | 法 人 税 等 調 整 額 | 1,797 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 429 | 法 人 税 等 合 計 | 4,857 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 2,219 | 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | 6,415 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 723 | 少 数 株 主 利 益 | — |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 | 0 | 当 期 純 利 益 | 6,415 |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 1,495 | | |
| そ の 他 の 経 常 収 益 | 33,716 | | |
| 経 常 費 用 | | | |
| 資 金 調 達 費 用 | 1,781 | | |
| 預 金 利 息 | 1,236 | | |
| 譲 渡 性 預 金 利 息 | 118 | | |
| コ ー ル マ ネ ー 利 息 | 2 | | |
| 及 び 売 渡 手 形 利 息 | 138 | | |
| 借 用 金 利 息 | 285 | | |
| そ の 他 の 支 払 利 息 | 2,608 | | |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,189 | | |
| そ の 他 業 務 費 用 | 27,476 | | |
| 営 業 経 費 | 660 | | |
| そ の 他 経 常 費 用 | 660 | | |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 11,524 | | |
| 経 常 利 益 | | | |

第131期 (平成24年 4月1日から 平成25年 3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|---------|----------------------|---------|
| 株主資本 | | その他の包括利益累計額 | |
| 資本金 | | その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 12,089 | 当期首残高 | 15,904 |
| 当期変動額 | | 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 16,083 |
| 当期末残高 | 12,089 | 当期変動額合計 | 16,083 |
| 資本剰余金 | | 当期末残高 | 31,988 |
| 当期首残高 | 4,811 | 繰延ヘッジ損益 | |
| 当期変動額 | | 当期首残高 | △256 |
| 当期変動額合計 | — | 当期変動額 | |
| 当期末残高 | 4,811 | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | △268 |
| 利益剰余金 | | 当期変動額合計 | △268 |
| 当期首残高 | 118,407 | 当期末残高 | △524 |
| 当期変動額 | | その他の包括利益累計額合計 | |
| 剰余金の配当 | △1,101 | 当期首残高 | 15,648 |
| 当期純利益 | 6,415 | 当期変動額 | |
| 自己株式の処分 | △0 | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 15,815 |
| 当期変動額合計 | 5,313 | 当期変動額合計 | 15,815 |
| 当期末残高 | 123,720 | 当期末残高 | 31,463 |
| 自己株式 | | 純資産合計 | |
| 当期首残高 | △4,122 | 当期首残高 | 146,834 |
| 当期変動額 | | 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △2 | 剰余金の配当 | △1,101 |
| 自己株式の処分 | 0 | 当期純利益 | 6,415 |
| 当期変動額合計 | △2 | 自己株式の取得 | △2 |
| 当期末残高 | △4,125 | 自己株式の処分 | 0 |
| 株主資本合計 | | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 15,815 |
| 当期首残高 | 131,186 | 当期変動額合計 | 21,125 |
| 当期変動額 | | 当期末残高 | 167,960 |
| 剰余金の配当 | △1,101 | | |
| 当期純利益 | 6,415 | | |
| 自己株式の取得 | △2 | | |
| 自己株式の処分 | 0 | | |
| 当期変動額合計 | 5,310 | | |
| 当期末残高 | 136,496 | | |

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 厚 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田 孝行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 厚 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田 孝行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月10日

株式会社 岩手銀行 監査役会

常勤監査役 成 田 行 穂 ㊟

常勤監査役 宮 舘 壽 喜 ㊟

(社外監査役)

社外監査役 安 達 孝 一 ㊟

社外監査役 小 原 忍 ㊟

以 上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
※ 「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成25年6月20日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以 上

| | |
|-----------------------------|---------------------|
| システム等に関するお問い合わせ | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） | |
| 電 話 | 0120-173-027（通話料無料） |
| 受付時間 | 午前9時から午後9時まで |

株主総会会場ご案内略図

会場 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
岩手銀行本店9階会議室
電話 (019) 623-1111 (代表)

